

# 信用保証レポート

## 2020 WINTER

C R E D I T  
G U A R A N T E E  
C O R P O R A T I O N  
O F  
S H I G A - K E N



びわ湖浜大津駅



坂本の町並み



西教寺



琵琶湖大橋

- 2 理事長年頭挨拶
- 3 湖国で輝く企業を訪ねて—株式会社クローバー—
- 5 Data 令和元年度第3四半期末保証概況・グラフ
- 7 第29回金融機関対象信用保証業務基礎講座を開催しました!
- 9 アナタのお店を紹介します!
- 11 Information
- 21 人事労務Information
- 22 待ったなし!事業承継
- 23 商工会からのお知らせ
- 24 biwaichigram

公式LINE  
はじめました!

中小企業の皆さまに役立つ  
情報をお届けします。



きっかけは、その保証でありたい  
滋賀県信用保証協会





# 経営理念

## 中小企業金融の円滑化

1. 滋賀県信用保証協会は、信用補完制度の仕組みのなかで、中小企業者の良きパートナーとして金融の円滑化を図るため、協会が定めた執務指針「公平、懇切、正確、迅速」を基本とし、真に必要な保証を通じて地域産業の振興と発展につくします。

## 自己責任に基づく健全経営の確立

2. 滋賀県信用保証協会は、業務を遂行するにあたり関係法令および諸規程を遵守し、役職員協調のもと互いに研鑽に励み、自己責任体制に基づく健全経営を貫きます。

## 公共的機関としての地域社会への貢献

3. 滋賀県信用保証協会は、「環境こだわり県」として県内で発展する環境産業をはじめとする新しい産業の創造についても、信用保証を通じて積極的に支援することにより、公共的使命を果たします。

また、役職員個々においてもボランティア精神を発揮し、地域社会に貢献します。



# 2020年 年頭のご挨拶

理事長  
羽泉 博史



新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、当協会をご利用いただき、また、当協会の業務運営に格段のご支援ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は当協会にとって創立70周年の年でした。これまで長きにわたり中小企業・小規模事業者の皆さまの資金調達に確かな保証をお届けできたのは、事業者の皆さまはもちろん、金融機関をはじめとした地方公共団体・中小企業支援機関の皆さまにお支えいただいたからと再認識し、改めて感謝申し上げます。当協会では創立70周年の記念事業として、新たな保証制度の創設や保証料率の引き下げ、経営支援強化キャンペーンなど7つの取り組みを展開しています。期間は、この3月末まで。ぜひご利用ください。

さて、日本経済は、輸出が弱含み製造業ではいつそう弱さが増しているものの、企業収益は高い水準にあり、緩やかに回復基調にあるとされています。滋賀県でも、個人消費や生産活動など回復傾向を示しています。しかし、世界の通商問題や、安全保障問題の波風に翻弄される状況も続き、先行きの不安をぬぐえません。今年には東京オリンピック・パラリンピックの年。滋賀では「スカーレット」や「麒麟がくる」のご当地ブームにも期待がかかります。元気な一年となることを願ってやみません。

このような中小企業・小規模事業者の皆さまを取り巻く環境変化の中で、未来を拓く企業経営を力強く支援していくために、当協会はSDGsに着目しています。SDGsとは、国連が提唱する「持続可能な開発目標」のことで、世界が共有する経済課題・社会課題・環境課題の解決に、世界の国々や、企業、団体などが2030年に向けてそれぞれの目標を定めて取り組もうとするもので、近江商人「三方よし」の世界版ともいえそうです。滋賀県では県構想に位置付けられ、経済界など各界も取り組みを始めています。当協会も、地域金融経済に関わる機関として、これに賛同し中小企業・小規模事業者の皆さまと共に取り組んでまいります。

すでに、昨年4月から、本業を通じた社会的課題の解決・未来社会の実現への取り組みを企業価値の向上につなげようと、「SDGs保証」の取扱いを開始しました。

また10月には、保証協会としては全国で最初に「SDGs宣言」を行いました。次年度経営計画はSDGsの視点を加味したものにしていきたいと考えています。

令和2年が、中小企業・小規模事業者の皆さまにとってさらに飛躍の年になることを祈念申し上げますとともに、当協会が企業のライフステージに即したきめ細かな信用保証と経営支援を通じて、しっかりと役に立つ存在であり続けられますよう決意を新たにしております。なにとぞ、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

強みは顧客の課題を解決する高い技術力  
経営改善に取り組み業績を回復



#### 4人のエンジニアが新たに会社を設立

エンジニア・技術マーケティングとして、省力化機械メーカーに勤務していた岡 文夫社長。その会社の経営が行き詰まったことから、同僚のエンジニア3名と立ち上げたのが株式会社クローバーでした。「もともと取引のあったお客様から、メンテナンスを頼まれたんです。当初はそれぞれ個人事業主としてやっていくつもりだったのですが、取引条件として法人化する必要が生じたため、一番年長だった私が代表を引き受けることになりました。前の会社の時からお取引先の信頼が厚かったことが幸いして、メンテナンスだけでなく新たな発注をいただくようになった」と岡社長。とはいえ、経営はまったく初めてのことで、「今

思うと事業を簡単に考えていました。仕事は切れ目なくあるのに収益が上がらず、資金繰りで長く苦勞することになりました」と創業当時を振り返ります。

#### 創業支援強化事業の経営診断を受診

優れた設計技術を有するものの、製造・加工を外注に依存し、経営管理も十分でなかったことから、平成28年9月期に赤字決算となり、経営改善策を講じることが喫緊の課題となりました。

そんな時、滋賀県信用保証協会から経営診断を勧められ、29年10月に受診。経営診断結果に基づき、工程管理や費用管理等の課題解決に取り組むようになりました。加えて、新たに社員を採用することで受注増にも応えられるようになり、いくつかの

特許販売権も取得しました。

そして、さまざまな改善策が功を奏して、業績が回復、30年9月期には2期連続して黒字を達成することができました。

### 外国人技術者を新たな戦力に

かねてより国内の技術者がどんどん減っていくことに危機感を覚えていた岡社長は、中国人の技術者を採用することに踏み切りました。

中国人の技術者は、日本語を習得した後、日本と中国を往来しながら、中国の現地スタッフを取りまとめています。

現在、同社は日本の学校で学んだベトナム人の技術者も正社員として雇用しています。「技術はまだまだこれからだが、向上心があって何事にも熱心に取り組んでいる」と高く評価する岡社長。「採用で大切なことは人柄、人間性に尽きる。技術は徐々に身につけることができるが、人間性が噛み合わないと一緒に良い仕事はできない」と語ります。

### 精度の高い製品開発で顧客の要望に応える

主な顧客は自動車部品メーカーや電気機器メーカーなどで、自動車関連部品の製造ラインの設計・製作やメンテナンスを請け負うためには、厳しい条件をクリアすることが求められます。安全管理などに関する指定の講習を受け、資格を持っていないと工場内に入ることもできません。同社では全社員が資格を持っていることが、強みの一つになっています。

さらに、精度の高い製品を開発してきた実績から、自動車部品メーカーの社長賞を受賞するなど、取引先から高い評価を得てきました。

### 『5G』を活用する新プロジェクトにも参加

同社では、次世代通信技術『5G』を活用して、人が行っていた情報処理をAIなどで自動的に処理することで、人の手を必要と



する作業を大幅に低減することを目指した、新たなプロジェクトにも着手しています。「5Gなくして次世代のものづくりはできない。ビジネスも私たちの生活も大きく変わることになる」と言う岡社長。将来を見据えた人材育成も念頭に置きながら、事業を展開していきたいと今後のビジョンを描いておられます。

## Message

### 今ある技術力に慢心することなく、社会の変化を見据えたものづくりで未来を拓く



お客様に恵まれていたおかげで、設立以来仕事が途切れることなく、ここまで来ることができました。

当社の技術に対して、お客様から厚い信頼をいただけることはたいへんありがたいことですが、これに慢心することなく、将来の技術や社会の変化を見据えて、それに対して何ができるのかを見極めていかなければいけないと思っています。

5Gが実用化される30年後の社会では、ものづくりだけでなく、小売業を含むビジネスも、私たちの暮らしも大きく変わります。どんな業種であっても、通信技術の進歩とAIやIoTを視野に入れて、事業を展開していくことがこれからは必要になると考えています。



### 企業データ

本社／東近江市今堀町618  
設立／平成26年3月  
従業員／9名  
事業内容／製造業  
(各種自動機・省力機械の設計製作)  
ホームページ／  
<http://www.clover-428.com>



### 企業ポリシー

- 高い技術力を持って顧客の課題解決に真摯に向き合い信頼に応える。
- 次世代の技術や社会の変化を見据え、新たなものづくりに挑戦する。
- 社員の人間性を重視し、真に優れた技術者の育成に取り組む。

# 保証概況

## DATA / TRANSITION

### 令和元年度第3四半期末 主要数値及び概況説明

保証承諾累計	668億円	(前年度比 101.3%)
保証債務残高	2,256億円	(前年度比 96.6%)
代位弁済累計	13億円	(前年度比 61.4%)

### [第3四半期末(4~12月)の保証概況]

(単位:百万円・%)

区 分	令和元年度 (第3四半期末)			平成30年度 (第3四半期末)		
	件 数	金 額	前年度比	件 数	金 額	前年度比
保証 申 込	6,711	73,953	101.5	6,905	72,856	104.0
保証 承 諾	6,347	66,782	101.3	6,480	65,925	102.1
保証債務残高	26,374	225,584	96.6	27,776	233,403	95.2
代位弁済(元利)	149	1,306	61.4	263	2,127	71.1

#### 保証申込

保証申込は6,711件(前年度比97.2%)、739億53百万円(同101.5%)となり、前年と比べ件数で194件減少、金額で10億97百万円増加した。

#### 保証承諾

保証承諾は6,347件(前年度比97.9%)、667億82百万円(同101.3%)となり、前年と比べ件数で133件減少、金額で8億57百万円増加した。

今年度の保証承諾実績を制度別で見ると、アシストライン(プロパー協調融資保証)・リレーション(事業性評価保証)の合算で304件、48億48百万円、ケイゾク(短期継続融資保証 通常枠・税理士連携枠)は1,731件、185億82百万円、創業者向け保証制度は274件、13億3百万円、経営改善サポート保証は21件、5億86百万円、政策推進資金保証(再生支援枠)は17件、2億90百万円となった。

1件あたりの保証承諾額は1,052万円で前年と比べ35万円増加している。また平均保証期間は47.7ヵ月と前年に比べ2.1ヵ月短期化している。

#### 保証債務残高

保証債務残高は26,374件(前年度比95.0%)、2,255億84百万円(同96.6%)となり、前年と比べ件数で1,402件、金額で78億19百万円減少した。

保証利用企業者数は12,938先で、前年と比べ586先減少した。

1先あたりの保証債務残高は1,744万円となり、前年と比べ18万円増加した。

今年度の保証債務残高を制度別で見ると、アシストライン(プロパー協調融資保証)・リレーション(事業性評価保証)の合算で1,409件、173億7百万円、ケイゾク(短期継続融資保証 通常枠・税理士連携枠)は2,027件、215億円、創業者向け保証制度は1,075件、37億4百万円、経営改善サポート保証は227件、46億91百万円、政策推進資金保証(再生支援枠)は147件、14億73百万円となった。

#### 代位弁済

代位弁済は元利合計で149件(前年度比56.7%)、13億6百万円(同61.4%)となり、前年と比べ件数で114件、金額で8億21百万円減少した。

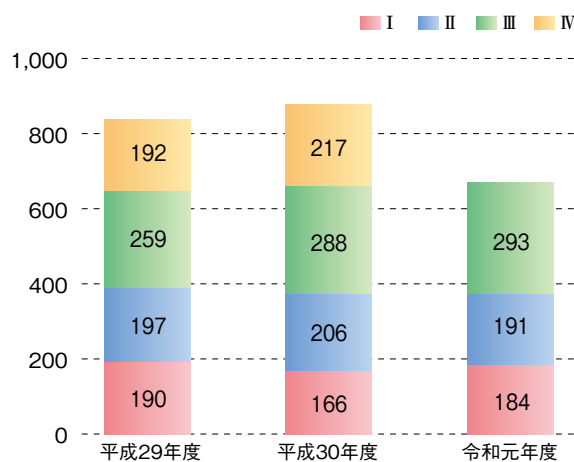
各表の金額は欄外に記載した単位未満を四捨五入していますので、合計欄と一致しないことがあります。

## 四半期別保証状況推移表・グラフ

[単位：(表) 百万円, (グラフ) 億円]

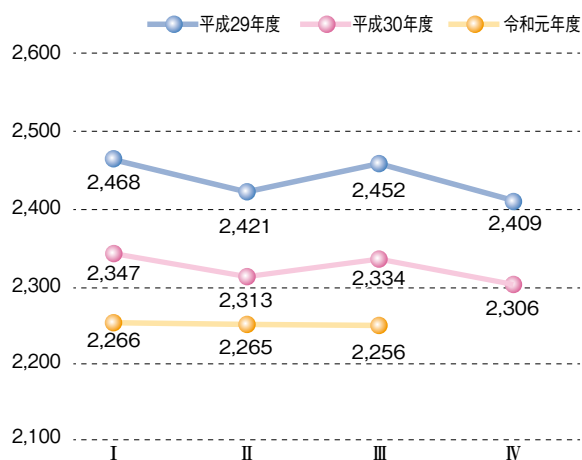
### 保証承諾

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
I	18,984	16,567	18,374
II	19,662	20,583	19,099
III	25,933	28,775	29,310
IV	19,228	21,707	
累計	83,807	87,632	66,782



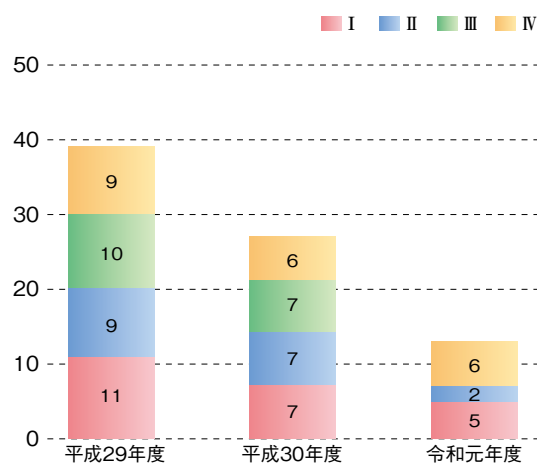
### 保証債務残高

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
I	246,772	234,699	226,606
II	242,147	231,305	226,513
III	245,204	233,403	225,584
IV	240,926	230,565	



### 代位弁済(元利)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
I	1,083	687	473
II	922	736	229
III	988	704	603
IV	916	589	
累計	3,909	2,716	1,306



# 金融機関対象信用保証業務 基礎講座を開催しました!



令和元年11月6日(水)に『第29回金融機関対象信用保証業務基礎講座』を開催しました。この講座は、主に県内金融機関各店舗の若手行員の方々を対象に、信用保証協会の仕組みや業務などの基本的な内容について理解を深め、また、当協会職員とのコミュニケーションを図っていただくことを目的に毎年実施しています。本講座は午前が講義、午後は班別に分かれて保証審査の班別演習を行う2部構成となっています。



当協会職員が講師として、「信用補完制度と経営支援業務」「小規模事業者等に対する保証支援と協会保証審査のポイント」「創業者に対する保証支援と創業後のフォローアップ」など、信用保証協会に関する基本的な事項について講義を行いました。

## 基礎講座受講者(55名)

金融機関名	人数
滋賀銀行	22名
大垣共立銀行	1名
京都銀行	2名
関西みらい銀行	10名
京都信用金庫	4名
湖東信用金庫	3名
滋賀中央信用金庫	6名
長浜信用金庫	2名
京都中央信用金庫	1名
滋賀県信用組合	3名
商工組合中央金庫	1名

班別演習では、  
活発な意見交換・情報交換が  
行われました!







受講生の皆さんに7班に分かれていただき、実際に信用保証協会や企業とのやり取りをシミュレーションしながら、具体的な事例に取り組んでいただきました。

班別演習は、検討・相談の過程を通して信用保証への理解を深め、金融機関における保証付融資の推進に役立てていただくためのものです。当協会の審査担当者がアドバイスをしながら、受講生同士が協力し合い、申込人のニーズに合った保証申込案件の組み立てを行いました。

また、演習結果の発表後、当協会職員による要点説明、総評、質疑応答、事例に対するフィードバックを行い、班別演習を締めくくりました。

講座終了後には意見交換会を行い、当協会の職員や各金融機関の参加者が組織の枠を超えて交流を深めました。



## 受講者の感想

融資相談を受けてから協会申込実行までの流れを把握することができました。

経験したことがない保証制度を理解することができました。今後の業務に活かしていきたいと思います。

創業者に対する手厚いバックアップの説明が良く分かりました。

ロールプレイング形式だったので知るべき情報が何なのか、何が正解なのかすぐ答え合わせ出来て良かったです。

自分では思いつかないような考えやアイデアに触れられて、とても良かったです。



受講者の皆さま、1日お疲れ様でした。皆さまの益々のご活躍を祈念しております。

# アナタのお店を紹介します!

096

フェイシャルサロン **アレーズ**

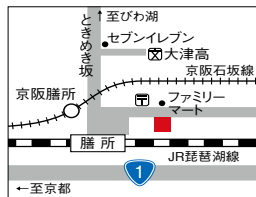
Facial salon



JR膳所駅近くに構える女性専科のシェービングサロン。元理容師のオーナーがマンツーマンで丁寧に対応してくれるので、周りを気にすることなく気軽に相談できるのもうれしい限り。プライダルメニューもあり。

☎ 077-575-2238

大津市馬場2-11-14  
10:00~19:00(予約優先制)  
木曜休  
Pなし



フェイシャルサロンアレーズ

検索

097

プラスアルファ ボディメイク **+αBODY MAKE**

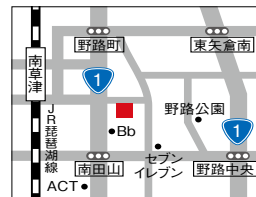
Personal training gym



プロのインストラクターの指導による一人ひとりに合わせたプログラムで理想の体型へと導いてくれるパーソナルジム。基礎代謝の向上や超回復を促すという酸素ボックスとの併用で健康的に美しいカラダ作りを目指せる話題。

☎ 077-599-3933

草津市野路5-9-2  
9:30~21:00  
無休(年末年始、大型連休は休み)  
P有 ※クレジットカード利用可  
[HP] plus-alpha-bodymake.com



プラスアルファボディメイク 南草津

検索

098

nail&relaxation **An**

Nail & relaxation salon



ネイル・脱毛・リンパトリートメントなど多彩に揃え、丁寧なカウンセリングと確かな技術で人気を博しているトータルビューティサロン。アットホームな雰囲気と完全個室のプライベート空間だから悩みや要望など気軽に相談しやすいのもうれしい。

☎ 080-5631-0824

長浜市八幡中山町275-1  
9:30~18:00(完全予約制)  
不定休  
P有(ふじはら整骨院第二駐車場)



nail&relaxation An

検索

099

民間学童保育 **アフタースクール キッズスポット**

After school activity

社会貢献を目的に  
毎日忙しい保護様を  
サポートしています。



共働きで忙しい保護者の強い味方。英会話や学習教室といったやりたい、やらせたい事ができる環境が充実。広々とした空間で過ごせるうえ、21時までの延長保育や学校、自宅までの送迎などのサービスもうれしい。

☎ 077-516-8350

草津市笠山2-1-28 クローバービル2F  
9:00~19:00(受付)  
土・日曜、祝日休  
P有  
[HP] a-kidsspot.com



キッズスポット 大津

検索

100

salon **RICO**

Esthetic salon



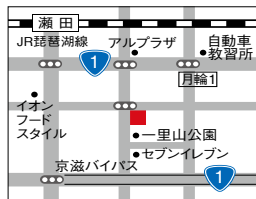
完全予約の居心地の良いプライベート空間で行う施術は、細かいニーズにも柔軟に対応し、担当がずっと変わらないのも安心できるポイント。ゆったりと心からリラックスしながら全身キレイを叶えてくれる。

☎ 077-545-8807

大津市一里山3-1-1 ガーデンスクエア瀬田206  
9:00~18:00(最終受付17:00)  
火曜・祝日休  
P有 ※完全予約制 ※時間外相談可  
[HP] estheticsalorico.com

RICO 大津

検索



101

びわ湖2輪商会 (バイク買取番長)

Mortorbike purchase shop



県内全域対応可能なバイク買取専門店。どんなバイクでもスピーディーな対応と出張料も処分料もかからない安心サービスが評判。LINEを使用した査定のためのサービスもできるから、一度問い合わせてみて。

☎ 0120-075-819

大津市藤尾奥町12-20  
9:00~18:30(24時間受付)  
無休  
[HP] bike-bancho.com  
[LINE] @602psht

バイク買取番長

検索



102

麺とかつの店 太郎

Udon &amp; Tonkatsu



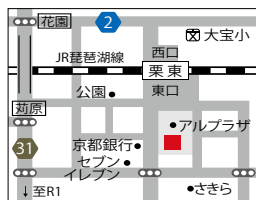
素材本来の特長を活かした“体にやさしい味”を追求。「ざるうどん」330円は、季節や気温・湿度によって配合を変える職人の技が光る。三元豚のロースに生パン粉を丁寧に付けた「ロースかつ定食」770円もおすすめ。

☎ 077-554-4188

栗東市穂2-3-22アル・プラザ栗東フードコート内  
11:00~20:00  
不定休(アル・プラザ栗東に準ずる)  
P有

麺とかつの店 太郎 栗東

検索



当協会を通じて、創業資金をご利用されたお客さまに対し、お店のひとつとPRを当協会の広報誌『信用保証レポート』に掲載させていただいています。

掲載料は無料ですので、興味のある方は是非この機会にご利用ください!

多数のご応募  
お待ちしております!



(担当)総務企画部 企画課

TEL 077-511-1310

FAX 077-521-2189

## 当協会の取り組み

# 「OSAKAビジネスフェア ものづくり展+2019」に 当協会の推薦企業3社が出展されました!

令和元年11月20日(水)、大阪信用保証協会主催の「OSAKAビジネスフェア ものづくり展+2019」がマイドームおおさかにて開催されました。

本ビジネスフェアは、「ものづくり」をテーマとし、「自社をPRする機会と出展企業間における情報交換の場を提供し、今後のビジネスチャンスに繋げていただく」ことを目的として開催されました。当日は157社の中小企業・小規模事業者と16社の公的機関・支援機関によるブース展示や、特別講演が行われ、来場者は2,751人と盛況でした。

滋賀県からは、株式会社 壺八様、株式会社 マスイ様、株式会社 アヤシロ様の3社に出展していただきました。遠方からのご出展、誠にありがとうございました。

## 当協会推薦企業紹介

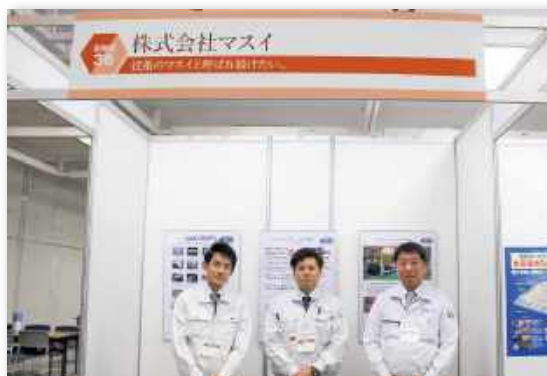
水琴窟の水音を世界に届けたい。水琴窟を信楽焼で作る窯元です

### 株式会社 壺八

所在地 滋賀県甲賀市信楽町長野1330-2  
TEL 0748-82-0186  
URL <http://www.daikinoutsuwa.com>



沢山の仕事の“種”を発見、又時く事が出来ました。今後はそれらをどう発育させるかです。地元にはなかなか多くの考えを吸収する事が出来ませんので、大変良かったです。



技術のマスイと呼ばれ続けたい

### 株式会社 マスイ

所在地 滋賀県東近江市御園町405-2  
TEL 0748-23-4030  
URL <https://www.kk-masui.co.jp>



当社の金属加工製品のご紹介を致しました。お陰様で、沢山の方々とお会い出来、情報交換また横の繋がりが出来ました。

長年培ってきた、技術を今後も注力して参りたいです。出展の機会を頂き感謝致します。

地域社会における廃ガラスの資源循環と利活用

### 株式会社 アヤシロ

所在地 滋賀県草津市山田町205-1  
TEL 077-563-7777  
URL <http://www.ayashiro.co.jp>



スーパーソルのパネルの展示と、原寸大のスーパーソルを並べて実際に来館者の方に触っていただきました。様々な業種の方にスーパーソルを知っていただく機会が出来たことを感謝いたします。



# LINE 公式アカウント LINE新規お友だち登録 キャンペーンを 実施いたしました

当協会LINE  
公式アカウントの  
お友だち登録はこちらから



当協会では、公式LINEを通して中小企業の皆さまに役立つ情報を配信しています。

また、当協会創立70周年を記念し、日ごろの感謝を込めて、新しくLINEのお友だちになっていただいた方の中から抽選で滋賀県ならではの商品をプレゼントさせていただきました。

たくさんのご応募ありがとうございました。



斉藤モータース 様



北新豆腐店 様



R&E 彦根 BOXING CLUB 様



遠藤建工 様



Miracle マネージメント 様



守山ギター道場 様



おでん旬菜ろぞん 様



長浜信用金庫 宮司支店 様

## 会議・研修会の実施について

### 滋賀県再生支援連絡会議(全体会議)を開催しました

令和元年11月13日(水)、コラボしが21にて、滋賀県再生支援連絡会議を開催しました。会議には当協会4名の他、11金融機関および17関係機関から合計36名の方にご出席いただきました。

同会議は2部構成となっており、第1部では経済産業省 近畿経済産業局より、産業部中小企業課課長 前田浩文氏を講師にお招きし、「令和2年度中小企業関係概算要求等」についてお話をいただきました。

第2部では、当協会から「経営安定化支援事業(専門家派遣)の活用状況の報告と事業承継に関するアンケートの報告」を行い、近畿財務局大津財務事務所理財課から「経営者保証に関するガイドラインの報告と企業のアンケート結果に基づいた報告」が行われた後、「経営支援・再生支援業務」について意見交換を行いました。

今後も、本会議を通して関係機関との連携強化、幅広い情報交換等を行っていきます。



## セーフティネット保証について

※詳細は中小企業庁ホームページをご覧ください。

### 1.経営安定関連(セーフティネット)保証4号について

#### 【現在の指定】

- 平成30年7月豪雨による災害  
(※指定期間の終了日: 令和2年4月11日)
- 令和元年台風第15号による災害  
(※指定期間の終了日: 令和2年3月29日)
- 平成28年熊本地震  
(※指定期間の終了日: 令和2年3月14日)

※指定期間が延長される可能性があります。  
掲載情報は令和2年1月8日時点のものです。

- 令和元年8月の前線に伴う大雨による災害  
(※指定期間の終了日: 令和2年3月2日)
- 令和元年台風第19号に伴う災害  
(※指定期間の終了日: 令和2年2月11日)
- 令和元年山形県沖を震源とする地震に係る災害  
(※指定期間の終了日: 令和2年1月31日)

### 2.経営安定関連(セーフティネット)保証5号について

#### 【利用できる指定業種の変更】

令和元年10月1日～令和元年12月31日  
213業種



令和2年1月1日～令和2年3月31日  
152業種

## 民法改正についての全体研修を行いました

令和元年12月10日(火)、講師に京都成蹊法律事務所 弁護士 津田政典氏をお招きし、民法改正についての全体研修を実施し、役職員69名が受講しました。

本研修では、令和2年4月1日から大幅に改正される「債権法」を中心に、具体的な事例を用いて現行法と改正法を比較しながら分かりやすく解説していただきました。

本研修で学んだことを意識しながら、協会業務に取り組むよう努めてまいります。



## 創業支援室ではセミナーの講師派遣をしています

創業支援室では、当協会職員をセミナーの講師として派遣しています。

信用保証協会の概要をはじめ、保証制度のご紹介や創業支援の取り組みまで、創業者の方に役立つ情報をお話しています。

また、毎月18日には、長浜ビジネスサポートセンターにて出張創業相談会を行っております。お気軽にご相談ください。

これからも滋賀県の創業者の方に寄り添い、全力でサポートしてまいります。



## 経営支援パンフレットを作成しました

当協会では、中小企業・小規模事業者の皆さまへの経営支援メニューを紹介するパンフレットを作成しました。

本パンフレットは、事業計画の策定や事業承継等に関する支援メニューを掲載しています。詳しくは当協会職員までお問い合わせ下さい。



## 外来魚駆除を行いました

令和元年10月26日(土)、環境保全活動として、事務所近くの湖岸沿いにてびわ湖の生態系保全を目的としたボランティア活動を行いました。

当協会からは、役職員26名が参加し、釣果を競って楽しみながら、外来魚を釣りあげました。



## テレビCMをリニューアルしました

当協会では創立70周年を記念してテレビCMをリニューアルしました。

本CMでは、中小企業・小規模事業者の皆さまのライフステージに応じた保証制度や経営支援を7色のクレヨンに見立て、当協会のキャッチフレーズ「きっかけは、その保証でありたい」を表現しています。

本CMは、1月よりびわ湖放送にて放送しています。さらに、当協会の公式YouTubeチャンネルでは、70周年記念ロングverも配信していますので、ぜひご視聴ください。



動画は  
こちらから



## 相談窓口のご案内について

### 1 創業相談窓口

※相談窓口の変更が伴う可能性があります。  
掲載情報は令和2年1月10日現在のものです。

創業をお考えの皆さまや創業して間もない皆さまの様々なお悩みに対応いたします。

相談内容：創業に係る相談全般

【保証部 創業支援室】 ☎ 077-511-1320

### 2 資金繰り等保証相談窓口

中小企業の皆さまのご要望やライフステージに応じて幅広く対応いたします。

相談内容：資金調達、資金繰り改善、既存借入金の借換、条件変更、金融機関紹介等

【保証部 保証第1課】 ☎ 077-511-1321

【保証部 保証第2課】 ☎ 077-511-1322

### 3 出張相談窓口

毎月、彦根市と長浜市にて出張相談窓口を設置しています。

相談内容：創業、資金調達、資金繰り改善、既存借入金の借換、条件変更等

場 所	相談日	受付時間
彦根商工会議所	毎月第2水曜日 (祝日の場合は翌営業日)	10:00～12:00 13:00～15:00
長浜ビジネスサポートセンター (ミーティングルーム)	毎月8日 (土・日・祝日の場合は翌営業日) 毎月18日※ (土・日・祝日の場合は翌営業日)	

※毎月18日開催の出張相談窓口は創業相談のみ対応しています。 要予約 (保証部 創業支援室 ☎ 077-511-1320)

【保証部 保証第1課】 ☎ 077-511-1321

【保証部 保証第2課】 ☎ 077-511-1322

【保証部 創業支援室】 ☎ 077-511-1320

### 4 その他特別相談窓口等

- 賃金水準上昇対策相談窓口
- 英国におけるEU残留・離脱を伴う国民投票の結果の影響関連相談窓口
- 東日本大震災に関する特別相談窓口
- 平成28年熊本地震による災害に関する特別相談窓口

【保証部 保証第1課】 ☎ 077-511-1321

【保証部 保証第2課】 ☎ 077-511-1322



# 令和元年12月より 定例出張相談窓口を拡大しました

## 信 用 保 証 相 談

信用保証協会の職員が、資金繰りや創業等のご相談をお受けいたしますので、お気軽にご利用ください。

長浜ビジネスサポートセンター  
オープンに伴い  
月1回⇒**2回**へ拡大しました！



©光プロダクション

創業  
相談窓口

毎月8日

毎月18日

会場:長浜ビジネスサポートセンター(ミーティングルーム)

相 談 日	毎月8日※1	毎月18日※1
時 間	午前10:00~12:00 午後13:00~15:00	
相 談 内 容	資金繰り相談、創業相談等 保証相談全般	創業相談会
ご 予 約	不 要	要予約※2
お 問 い 合 わ せ	保証部 保証第1課 担当者 嶋寺 T E L 077-511-1321	保証部 創業支援室 担当者 下司・那須 T E L 077-511-1320

※1 土・日・祝の場合は、翌営業日になります。

※2 事前に相談内容の確認と、当日のご相談にお時間をいただくため、要予約とさせていただきます。



©光プロダクション



きっかけは、その保証でありたい

滋賀県信用保証協会



事業承継時に経営者保証でお困りのみなさまへ

## 経営者保証を不要とする 事業承継特別保証制度 のご案内

- ▶ **事業承継時に利用可能**  
(事業承継後にも利用ができる場合もあり)
- ▶ **経営者保証不要**
- ▶ **経営者保証コーディネーター<sup>(※)</sup>による確認を受けた場合には信用保証料率を大幅に軽減**
- ▶ **経営者保証ありの既存の借入金についても借換可能(本制度で経営者保証不要に)**

**令和2年4月から申込み受付開始 事前相談受付中**

### ご利用いただける方

- 次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者
- (1) 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
  - (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの
  - (3) 次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと
    - ① 資産超過であること
    - ② EBITDA有利子負債倍率<sup>(注)</sup>が10倍以内であること  
(注) EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)
    - ③ 法人・個人の分離がなされていること
    - ④ 返済緩和している借入金がないこと
- ⇒詳しくは、「お問い合わせ先」までお問い合わせください。

※経営者保証コーディネーター

経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者(事業承継ネットワーク事務局等)が雇用する専門家です。(令和2年4月から運用開始)

(参考:国の経営者保証解除に向けた取り組みについて)

本制度を含む国の事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策については、中小企業庁のHPをご覧ください。  
中小企業庁 HP:<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/hosyoukaijo/index.htm>



## 事業承継特別保証制度の概要

保証限度額	2億8,000万円 (組合等の場合は4億8,000万円)
対象資金	<b>事業資金</b> 既存のプロパー借入金(個人保証あり)の本制度による借り換えも可能 (ただし、一定の期間内に事業承継を実施した法人に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る)
返済方法	一括返済又は分割返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内(据置期間は1年以内)
信用保証料率	<b>0.45%～1.90%</b> <b>0.20%～1.15%</b> (経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合)
担保	必要に応じて徴求
保証人	<b>徴求しない</b>
貸付金利	金融機関所定利率
申込方法	金融機関経由(与信取引のある金融機関に限ります)
添付資料	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料が必要 (1) 事業承継計画書 (2) 財務要件等確認書 (3) 借換債務等確認書(既往借入金を借り換える場合) (4) 他行借換依頼書兼確認書 (既往借入金を借り換える場合で、申込金融機関以外からの借入金を含む場合) (5) 事業承継時判断材料チェックシート (経営者保証コーディネーターによる確認を受け、上記0.20%～1.15%の信用保証料率の適用を受ける場合)

金融機関、信用保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

### お問い合わせ先

詳しくは、与信取引のある金融機関又は当協会までお問い合わせください。

### 滋賀県信用保証協会

保証部 保証第1課 TEL 077-511-1321

保証第2課 TEL 077-511-1322



きっかけは、その保証でありたい

**滋賀県信用保証協会**



## 保証制度のお知らせ

滋賀県信用保証協会では創立70周年を記念し、日ごろの感謝を込めて、新制度創設や保証料割引を実施しております。



実施期間：令和2年3月31日まで ※各制度の詳細はパンフレット・HPをご覧ください。

# 保証料率を引き下げます!

小口零細企業保証・創業等関連保証・創業関連保証の3制度の保証料率の引き下げを実施。

また、商工会・商工会議所の会員事業者の方なら、さらにおトクです。

創業等関連保証・  
創業関連保証

**最大0.20% 引き下げ**

小口零細企業保証  
(全国小口保証)

**最大0.49% 引き下げ**



## ロングラン70

一定の財務要件を満たす中小企業者へ大口無担保の信用保証を提供することにより、中小企業金融の円滑化と事業の長期の発展を支えます。



## SDGs保証

中小企業者が社会的課題の解決や未来社会の実現のために必要とする事業資金につき、短期継続融資を活用することで最長5年間のトライアルを応援。企業価値の向上をお手伝いします。

# 滋賀県信用保証協会SDGs宣言

生み出そう付加価値を～支えよう地域経済を～つなげよう世界の未来へ

滋賀県信用保証協会は、中小企業者の皆さまの良きパートナーとして信用保証制度の機能を活かして、地域の中小企業者の皆さまの課題解決や持続可能性の向上に取り組んできました。

これからもこの経験と実績をもとに、地域の中小企業支援機関という立場を最大限に活かし、金融支援や経営支援を通じて、創業、成長・持続的発展や事業承継など中小企業者の皆さまがそのライフステージにおいて抱える様々な課題の解決に共に取り組むことにより、持続可能な地域社会の実現に貢献していきます。

そして、国連が提唱し、滋賀県が基本構想に位置付ける「SDGs (持続可能な開発目標)」に賛同するとともに、地域金融機関や商工団体等の支援機関、地方自治体とのパートナーシップのもと、中小企業者の皆さまに対して「SDGs」の普及に努め、企業価値向上に貢献すると共に、「経済課題、社会課題、環境課題」への取り組みも進めてまいります。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



きっかけは、その保証でありたい

滋賀県信用保証協会





2020年4月(中小企業は2021年4月)から「同一労働同一賃金」が施行されます!

## ～字面から何となくイメージは湧くけど、 具体的な意味や内容についてはよく知らないという方も多いのでは?!～

### I. 同一労働同一賃金とは、どういう考え方なのか?

2016年に厚生労働省から発表された「同一労働同一賃金ガイドライン」によると、「同一労働同一賃金は、いわゆる正規雇用労働者(無期雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)の間の不合理な待遇差の解消を目指すものである」と定義されています。つまり、同じ職場で同じ仕事をする正規雇用の社員と非正規雇用の社員との待遇や賃金格差をなくそうという考え方です。非正規社員を選択する労働者が増加している中、政府は働き方改革の一つとして、正社員と非正規社員の間不合理的な待遇差を解消し、さまざまな働き方を選択できる社会になることを目指しています。

なお、ガイドラインはあくまでも指針であるため法的な拘束力はなく、遵守しなかったからといって特に罰則を科されることはありませんが、損害賠償請求等の訴訟リスクは避けられません。また、今回の働き方改革関連法の改正に伴い、パートタイム労働法の対象に有期雇用労働者も含まれることになり、法律の名称も「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」)に変わりますので、留意が必要です。

### II. 同一労働同一賃金の対象者とは?

次に、同一労働同一賃金の対象となる労働者を整理しておきましょう。それは、以下の3パターンです。

#### ①有期雇用労働者

(期間の定めのある雇用契約を締結した労働者)

#### ②パートタイム労働者(短時間労働者)

#### ③派遣労働者

施行後は、上記の雇用形態で働いている従業員と正社員との間の不合理な待遇差が禁止されるということになります。なお、無期雇用フルタイム労働者は、この制度の対象外となります。あくまでも有期雇用労働者及び短時間労働者が対象となりますので、この違いを理解して対応を検討しましょう。なお、派遣労働者については、特有の取扱いとなりますので、ここでは割愛します。

### III. 改正のポイントは?

#### 1. 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員(無期雇用フルタイム労働者)とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与などあらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることが禁止されます。裁判の際に判断基準となる「均衡待遇規定」「均等待遇規定」が法律に整備されます。ガイドライン(指針)において、どのような待遇差が不合理に当たるか等が例示されます。

#### 均衡待遇規定 (不合理な待遇差の禁止)

①職務内容※、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止するもの  
※職務内容とは、業務の内容及び責任の程度をいいます。

#### 均等待遇規定 (差別的取扱いの禁止)

①職務内容※、②職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合は、差別的取扱いを禁止するもの

- ①均衡待遇規定について、個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。※基本給、賞与、役職手当、福利厚生、教育訓練など
- ②均等待遇規定について、新たに有期雇用労働者も対象に。
- ③待遇ごとに判断することを明確化するため、ガイドライン(指針)を策定。

企業としては、「どのような待遇差が不合理に当たるのか」、「どのような理由で待遇差があるのか」を個々の待遇ごとに明確に規定へ反映させることが求められます。

#### 2. 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

パートタイム労働者・有期雇用労働者は、正社員との待遇差の内容や理由などについて、事業主に対して説明を求めることができるようになります。つまり、事業主は、パートタイム労働者・有期雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。また、説明を求めた労働者に対する不利益取扱いが禁止されます。

#### 3. 裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備等

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続が行われます。「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由に関する説明」についても、行政ADRの対象となります。なお、行政ADRとは事業主と労働者との間の紛争を、裁判をせずに解決する手続きのことをいいます。

### IV. 企業側のメリット・デメリットは?

#### 【メリット】

#### ①非正規社員の労働生産性の向上が期待できる

同じ職場で働く正社員と同じような評価方法や給与体系となれば、日常業務に対するモチベーションが向上し、労働生産性もそれに伴って高くなっていくことが期待できます。また、雇用形態にかかわらずスキルアップの機会を与えることで、従業員の潜在的な能力を引き出す可能性も高まります。

#### ②優秀な人材を確保・獲得しやすくなる

社会的評価が高くなり、優秀な人材が外部へ流出する可能性が低くなり、採用面でもプラスの効果が見られると考えられます。これは、多くの企業が問題視している人材不足の解決策としても重要です。

#### 【デメリット】

#### ①人件費が高くなる

これまで日本では正社員と非正規社員との格差が当たり前に行われてきた歴史(実態)が存在します。その古い企業体質を変革し、給与体系を新しいものに変更することは容易ではないでしょう。さらに、同一労働同一賃金の対象とするのは福利厚生や教育訓練などの処遇も含まれるため、基本給や各種手当に限らず従来よりも費用負担が増加します。

#### ②従業員に対して説明責任による準備など必要工数が増える

あらかじめ企業側から従業員に対し、事前に詳細な説明は行われるべきですが、都度対応しなければならない場面も出てくるでしょう。その際に、これまで発生していなかった説明会の開催や理由を調べるための調査時間などの工数が新たに発生する可能性があります。

同一労働同一賃金への対応は一朝一夕にできるものではありません。特に中小企業においては、まだまだ時間があると思われるかもしれませんが、今のうちから準備を進めていく必要があります。

# 待ったなし！ 事業承継



滋賀県事業引継ぎ支援センター  
統括責任者（公認会計士）

梅原 克彦

大手監査法人を経て、「公認会計士 梅原会計事務所」開業。株式上場支援、中小企業再生支援、ベンチャー支援、後継者育成支援等大企業からベンチャー企業まで企業のニーズに対応した支援を行う。

## 中小企業のM&Aの特質

後継者が不在の場合、事業を継続させるためには、第三者への事業の引継ぎを求めることになります。いわゆるM&Aです。M&Aという言葉を知ると、敵対的買収やハゲタカファンドといったイメージが伴い、中小企業の経営者にとってはあまりいいイメージを想起されないのかもしれませんが。

しかし、中小企業のM&Aではそのほとんどが友好的M&Aでしかありません。なぜなら、中小企業の株式は非公開であり、多くは株式譲渡制限が付されているため、株式市場だけでなく、外部株主から直接株式を買い取ることが困難であるからです。最近、文房具業界で非上場の会社をめぐって、敵対的M&Aに発展した動きがみられましたが、このようなケースはレアな出来事であるといえます。

したがって、後継者が不在の場合に事業を引継ぐ場合は、双方友好的な関係、信頼関係を築くことが成功のポイントになると考えます。事業引継ぎ支援センターでは、「M&Aではなく、誰か経営をしてくれる人はいないですかね」という相談が時々あります。会社が事業を引継ぐのではなく、個人が事業を引継ぐ、経営に参画するという形を意味しています。事業引継ぎ支援センターでは創業希望者と後継者不在事業主を引き合わせ、事業の引継ぎを支援する「後継者人材バンク事業」を行っております。しかし、この事業でも、株式を売却したり、事業を売却する行為は発生するので、買収という行為からすれば、個人であってもM&Aには変わりありません。



会社が買い取るにしても、個人が買い取るにしても、どちらでも、友好関係を前提にしたM&Aでしか、中小企業のM&Aはなりえないというのが特質だと言えます。

### 中小企業が事業引き継ぐにあたって留意すべきこと

中小企業のM&Aは大企業のM&Aとは同じものではないと認識しておく必要があります。そのポイントは中小企業特有の問題、経営者の意識と会社の組織に由来します。中小企業特有の問題としては株式が挙げられます。株式が非公開であること、株式の移動制限があるということ、古い会社であれば、株式が分散しているということ等が挙げられます。経営者の意識では法令、特に会社法に関する意識については希薄であると言えます。もちろん、その属する業界に関する法令については遵守する意識は強いと思いますが、その他の法令については決して強いとは言えないかと思っています。会社の組織としては管理体制が整備されていないことが考えられます。

これらの留意点が中小企業の第三者承継の場合、どんな影響を及ぼしているかという点、

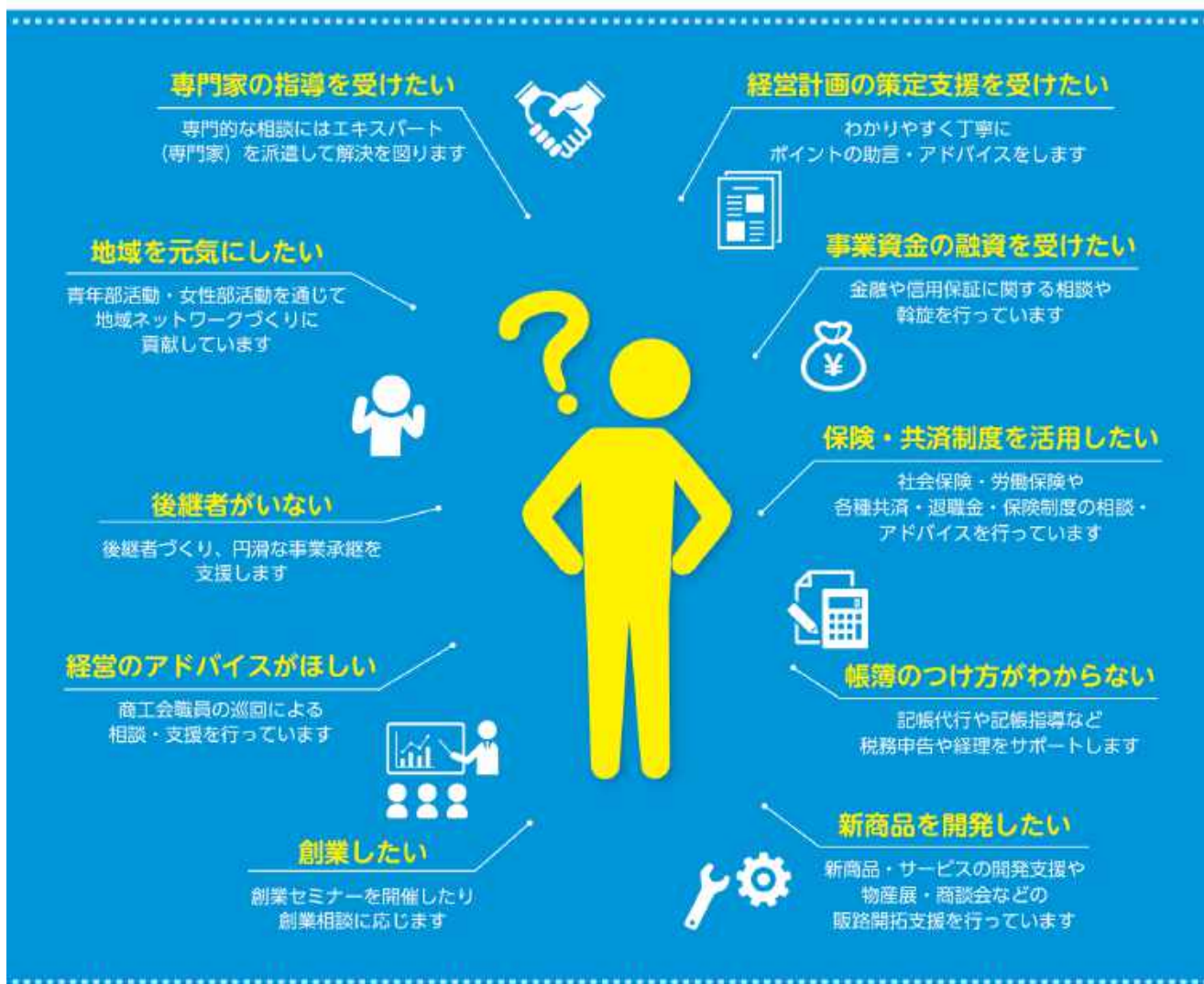
- ①非公開の株式…株式譲渡制限手続を失念した株式譲渡、株式分散による反対株主の存在、所在不明の株主、名義株の存在 等
- ②経営者の意識…コンプライアンス違反（会社法、労働関係等）
- ③管理体制……重要契約書類等の紛失、会計資料の顧問税理士への丸投げ、経営管理資料の未作成、未整備

株式上場企業を中心に大企業のM&Aでは①～③の問題については整備運用されているため、M&Aに大きく影響するようなことはありません。しかし、中小企業のM&Aでは、法令違反や重要契約書の紛失により、M&Aのデューデリジェンスの直後やクロージングの直前に案件がブレイク（破談）する場合があります。こういった中小企業特有の問題は、第三者への事業引継ぎを希望される場合、事前に解決を図っておくことが重要になってくると考えます。

商工会は **行きます!** **聞きます!** **提案します!**

## 事業者のみなさまに寄り添って 「どうすればいいの?」にお答えします!

平成30年度経営指導実績7万3千件! 商工会では、金融・税務・労働・取引・経理・情報化・その他経営上のあらゆる悩みについて、きめ細かく相談に応じています。



商工会は、地域事業者が会員となって、ビジネスやまちづくりのために活動を行う総合経済団体です。「商工会法」に基づいて設立され、全国の市町村で約80万人の事業者(事業所の約60%)が加入しています。滋賀県には下記の20商工会があり、約1万4千人の会員事業所で組織されています。現在、地域の事業者が売上や利益を増やせるよう、経営発達支援事業に取り組んでいます。

**ご相談はお近くの商工会まで** 商工会は、経営支援事業を通じて事業者の明日に貢献します。

瀬田商工会 077-545-2137	甲賀市商工会 0748-62-1676	愛宕町商工会 0749-42-2719	米原市商工会 0749-52-0632
大津北商工会 077-572-0425	安土町商工会 0748-46-2389	稲枝商工会 0749-43-2201	東浅井商工会 0749-74-0194
栗東市商工会 077-552-0661	日野町商工会 0748-52-0515	豊郷町商工会 0749-35-2022	びわ商工会 0749-72-4349
野洲市商工会 077-589-4880	竜王町商工会 0748-58-1081	甲良町商工会 0749-38-3530	長浜北商工会 0749-82-5051
湖南市商工会 0748-72-0038	東近江市商工会 0749-45-5077	多賀町商工会 0749-48-1811	高島市商工会 0740-32-1580

滋賀県商工会連合会 077-511-1470





浮御堂

Start

琵琶湖に突き出るようにして建つ仏殿。約1,000年前、天台宗の高僧が湖上安全と衆生済度を祈って建てたといわれています。北には琵琶湖大橋が見え、朝焼けの絶景スポットです。

坂本の町並み



坂本城址公園



2020年のNHK大河ドラマ「麒麟がくる」主人公明智光秀のゆかりの地である坂本の町並み。そこには、宣教師ルイス・フロイスが安土城に次ぐ天下の名城と紹介した坂本城があり、城下町として栄えていたそうです。「麒麟がくる」をより楽しむために、明智光秀ゆかりの地へ出かけてみてはいかがでしょうか。

びわ湖大津館



1934年(昭和9年)に県内初の国際観光ホテルとして建設された「旧琵琶湖ホテル」を保存改修した大津市の文化施設です。館内にはレストランや売店があり、隣接する英国式庭園では、四季折々の花々を楽しめます。

近江神宮

biwaichigram

SHIGA\_GUARANTEE  
近江神宮



Goal

映画「ちはやふる」の舞台としても人気沸騰中のかるたの殿堂。時刻制度発祥の地として近江神宮時計館宝物館が設けられています。

#ちはやふる #かるたの聖地 #撮影地



草津市、守山市、野洲市の3市を巡り各地のグルメが堪能できるサイクリングイベントを初開催、草津川跡地公園ai彩ひろば内では楽しい企画が盛りだくさんです。

日時:3月20日(金・祝)  
場所:草津川跡地公園ai彩ひろば(草津市北山田町3268-1)  
HP <http://www.biwaichi.net/>

お問い合わせ:くさつサイクルフェスタ実行委員会  
(TEL:077-566-3219)





きっかけは、その保証でありたい  
**滋賀県信用保証協会**



琵琶湖  
**滋賀県信用保証協会  
 「コラボしが21」7階・8階**

A

アクセスのご案内

JR琵琶湖線 大津駅より徒歩	約20分
京阪バス「商工会議所前」下車	約2分
膳所駅より徒歩	約15分
膳所駅より京阪電車のりかえ石場駅より徒歩	約4分

〒520-0806 大津市打出浜2-1 「コラボしが21」 7階・8階

TEL 077-511-1300 (代表)

http://www.cg-shiga.or.jp

滋賀県信用保証協会

検索

部署名		直通電話番号	FAX	業務担当区分	
7階	保証部	保証第1課	<b>077-511-1321</b>	<b>077-524-7030</b>	保証申込受付・保証審査調査・金融相談・創業支援
		保証第2課	<b>077-511-1322</b>		保証・契約・担保等事務管理
		事務統括課	<b>077-511-1325</b>		創業申込審査・創業支援・創業相談
	経営支援部	<b>077-511-1323</b>	経営改善支援・再生支援・事業承継支援		
	管理部	管理課	<b>077-511-1330</b>		求償債権管理・回収
調整課		<b>077-511-1340</b>	延滞債務管理・代位弁済		
8階	総務企画部	総務課	<b>077-511-1300</b>	<b>077-521-2189</b>	人事・庶務・経理
		企画課	<b>077-511-1310</b>		保証業務企画・推進・広報
		電算課	<b>077-511-1315</b>		電算システム企画・運用・管理



**信用保証レポート 2020年 冬号 (令和2年1月発行)**

表紙Photo提供：株式会社八重洲出版、びわ湖大津観光協会

●発行／滋賀県信用保証協会 ●企画・編集／滋賀県信用保証協会総務企画部企画課  
 当協会では広報の充実を図るために皆様のご意見、ご感想をお待ちしております。